

大口町福祉事業推進員費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉活動の推進を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条に基づいて委嘱された民生委員・児童委員の職にある者（以下「委員」という。）の活動に要する経費（以下「報償費」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 毎年4月1日から翌年3月31日までの間、委員の職にあった者とする。

(報償費の額)

第3条 報償費の額は、別表のとおりとする。ただし、死亡等により委員を解嘱する場合にあっては、当該解嘱の属する月を在職または在任期間とする。

(支給方法)

第4条 報償費は、4月から7月まで、8月から11月まで及び12月から翌年3月までの3回に分割して支給するものとする。

2 委員が死亡した場合にあっては、その者の遺族に対して支給するものとする。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第27号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

在職 又は 在任 期間	報償費		
	民生委員分	児童委員分	合 計
1 月	2,508 円	2,508 円	5,016 円
2 月	5,016 円	5,016 円	10,032 円
3 月	7,525 円	7,525 円	15,050 円
4 月	10,033 円	10,033 円	20,066 円
5 月	12,541 円	12,541 円	25,082 円
6 月	15,050 円	15,050 円	30,100 円
7 月	17,558 円	17,558 円	35,116 円
8 月	20,066 円	20,066 円	40,132 円
9 月	22,575 円	22,575 円	45,150 円
10 月	25,083 円	25,083 円	50,166 円
11 月	27,591 円	27,591 円	55,182 円
12 月	30,100 円	30,100 円	60,200 円